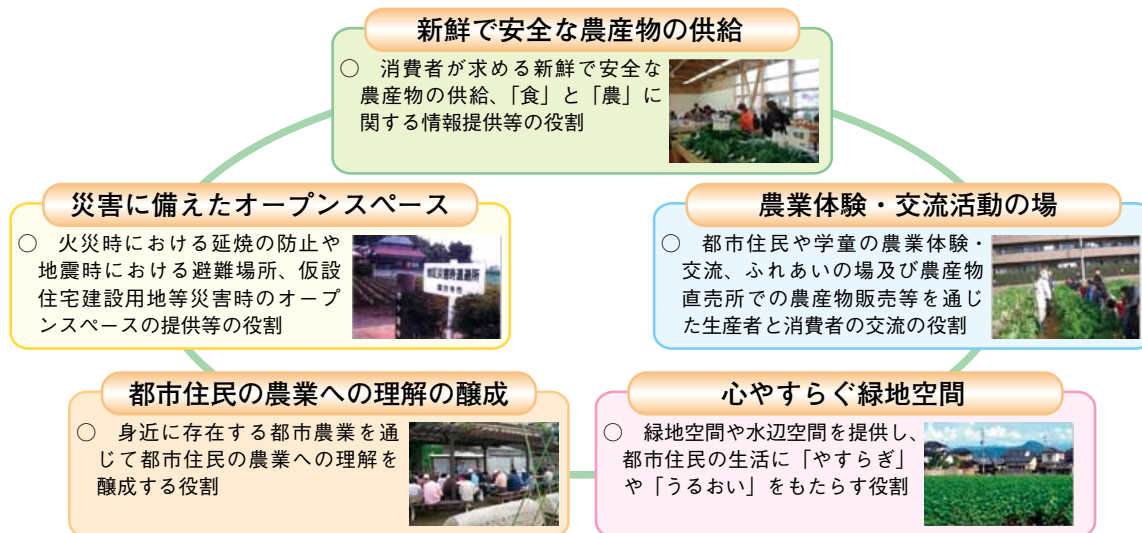


第3節 都市農業振興のための取組

(都市農業には新鮮な農産物供給、緑地空間提供等の多様な役割)

都市農業（都市及びその周辺の地域における農業を指す）は、消費地に近いという利点を活かした新鮮な農産物の供給といった重要な役割のみならず、農業体験・交流活動の場や心やすらぐ緑地空間の提供、都市住民の農業への理解の醸成、災害に備えたオープンスペースの確保等様々な役割を果たしています（図3-33）。

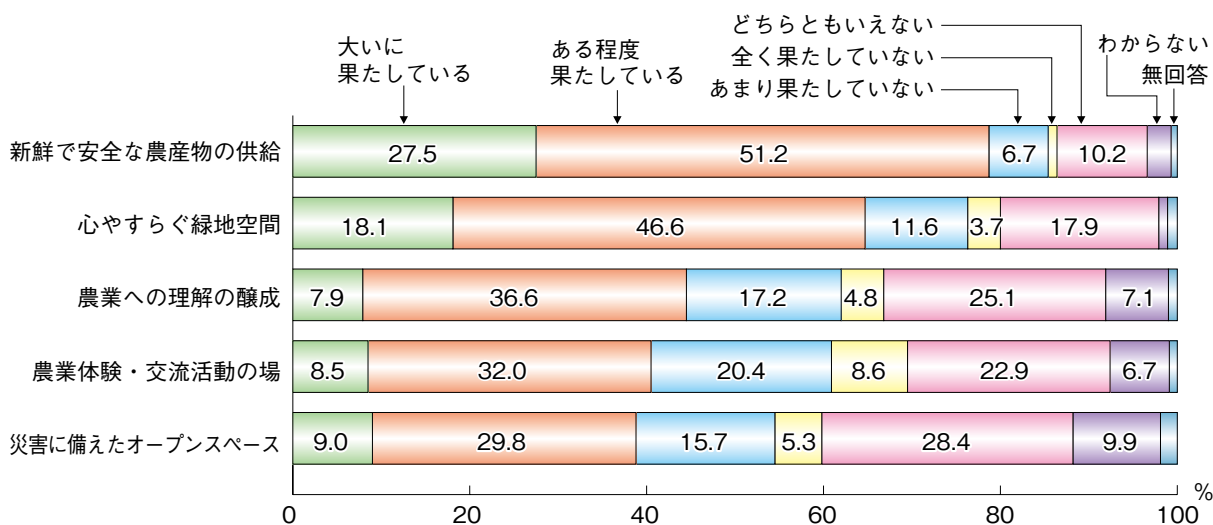
図3-33 都市農業の多様な役割



資料：農林水産省作成

住まいの近くに農地がある都市部の消費者を対象に行った調査によると、都市農業が「大いに果たしている」または「ある程度果たしている」役割・機能としては、「新鮮で安全な農産物の供給」79%、「心やすらぐ緑地空間」65%、「農業への理解の醸成」45%等が多くあげられています（図3-34）。

図3-34 都市農業が果たしていると考える役割・機能



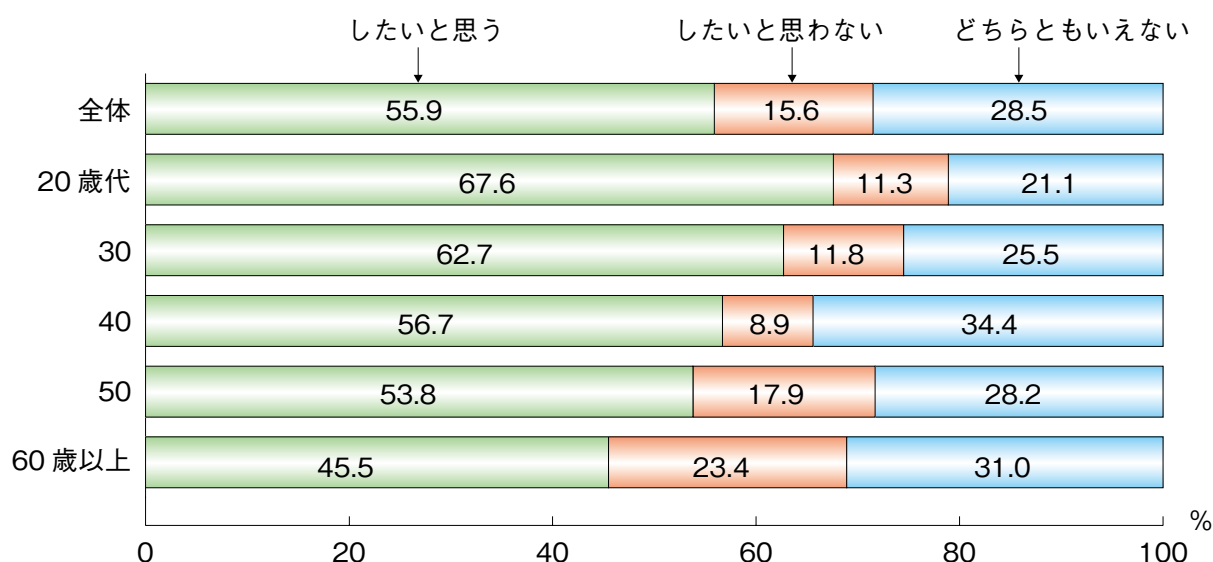
資料：農林水産省「食料・農業・農村及び水産資源の持続的利用に関する意識・意向調査」（平成23（2011）年5月公表）
注：1)消費者モニター1,800人を対象としたアンケート調査（回収率90.3%）
2)三大都市圏特定市、政令指定都市、県庁所在地に居住する消費者の回答を集計

(多様になりつつある市民農園)

市民農園とは、農業者ではない都市の住民がレクリエーションを目的として小面積の農地を利用して農作物の栽培を行う農園をいいます。その形態としては、利用者が小面積に区分けされた農地を借り受けて農作物を栽培するもののほかに、農地を借り受けずに、農園の開設者である農業者の指導を受けながら、植付けから収穫までの一連の農作業を体験するものがあり、農作業の初心者から家庭菜園等での経験者まで様々な栽培技術レベルの人が利用しています。このように、都市住民が身近に農業を体験でき、健康増進や生きがいづくり、ふれあいの場として利用できる市民農園に対して、特に若い世代の間でニーズが高まってきています。

東京都が都民を対象に行った調査によると、農作業体験をしたいと考えている者は56%ですが、年代別にみると、60歳以上では46%となっているのに対し、20歳代68%、30歳代63%と高くなっています(図3-35)。また、週末や仕事の合間に農作業を楽しむ会社員や主婦等がふえており、貸農園(市民農園等)を利用する人が200万人いるという推計もあります¹⁾。

図3-35 東京都民の農作業体験の意向



資料：東京都「平成21年度第1回インターネット都政モニターアンケート「東京の農業」」(平成21(2009)年6月公表)
注：東京都民500人を対象として実施したインターネット調査(回収率98.8%)

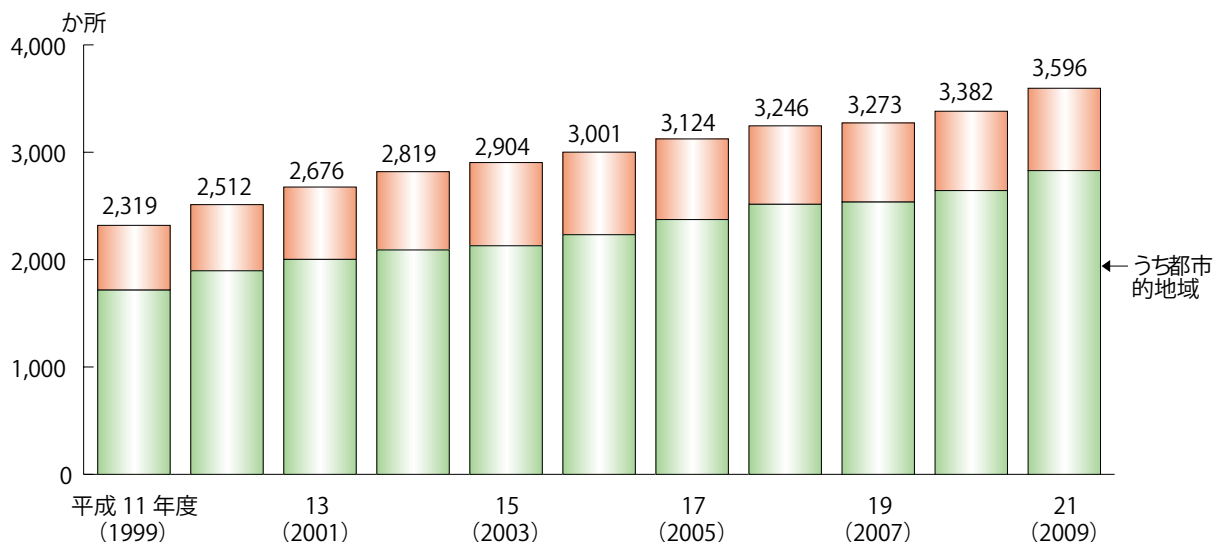
このようななか、市民農園の開設数は、特に都市的地域において年々増加し、平成21(2009)年度末には全国で3,596か所と、過去10年間で1.5倍に増加しています(図3-36)。また、地域別にみると、関東が全体の過半数(1,901か所)を占め、次いで東海(424か所)、近畿(371か所)となっており、人口10万人当たりでは関東、東海、中国・四国で多くなっています(図3-37)。



市民農園(東京都練馬区)

1 (株)社会経済生産性本部「レジャー白書2008」

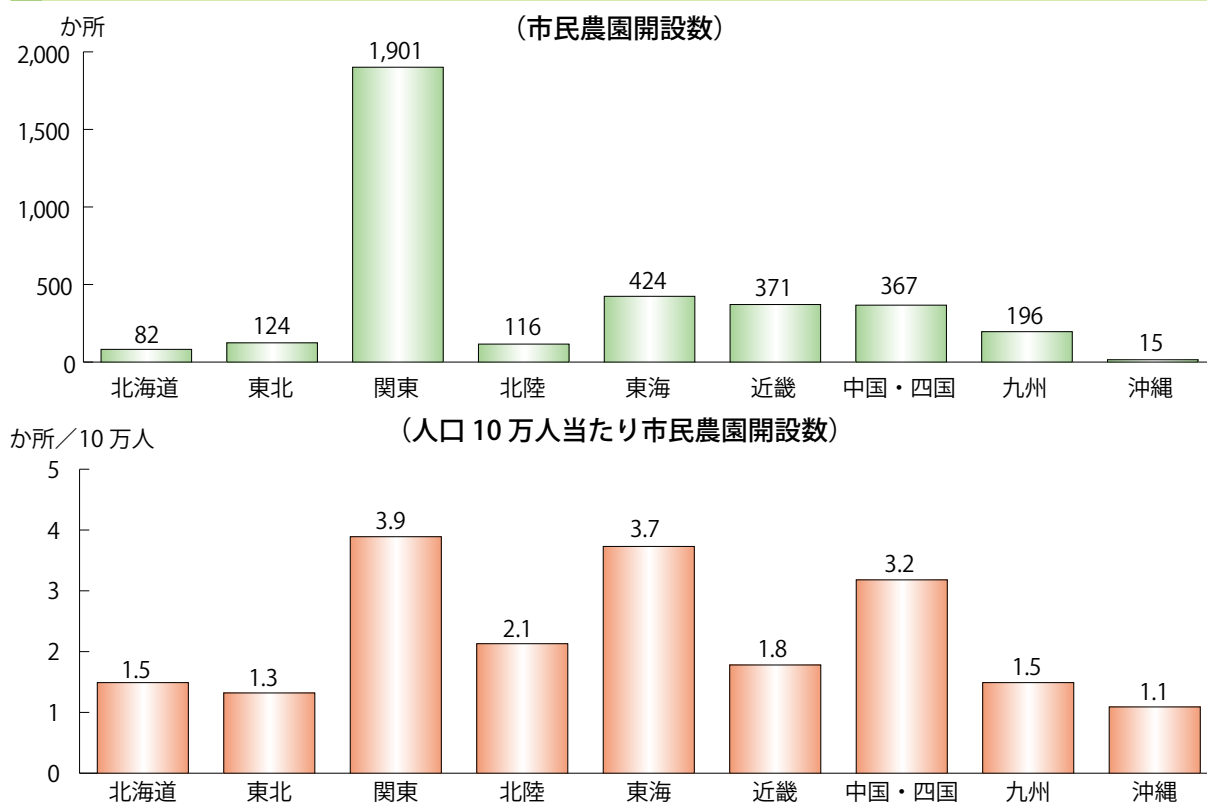
図3-36 市民農園開設数の推移



資料：農林水産省調べ

注：「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」及び「市民農園整備促進法」に基づき開設された農園の各年3月末現在の数値

図3-37 地域別市民農園開設数（平成22（2010）年3月末現在）



資料：農林水産省調べ、総務省「人口統計」（平成21（2009）年10月1日現在）を基に農林水産省で作成

注：関東は山梨県、長野県、静岡県を含む。

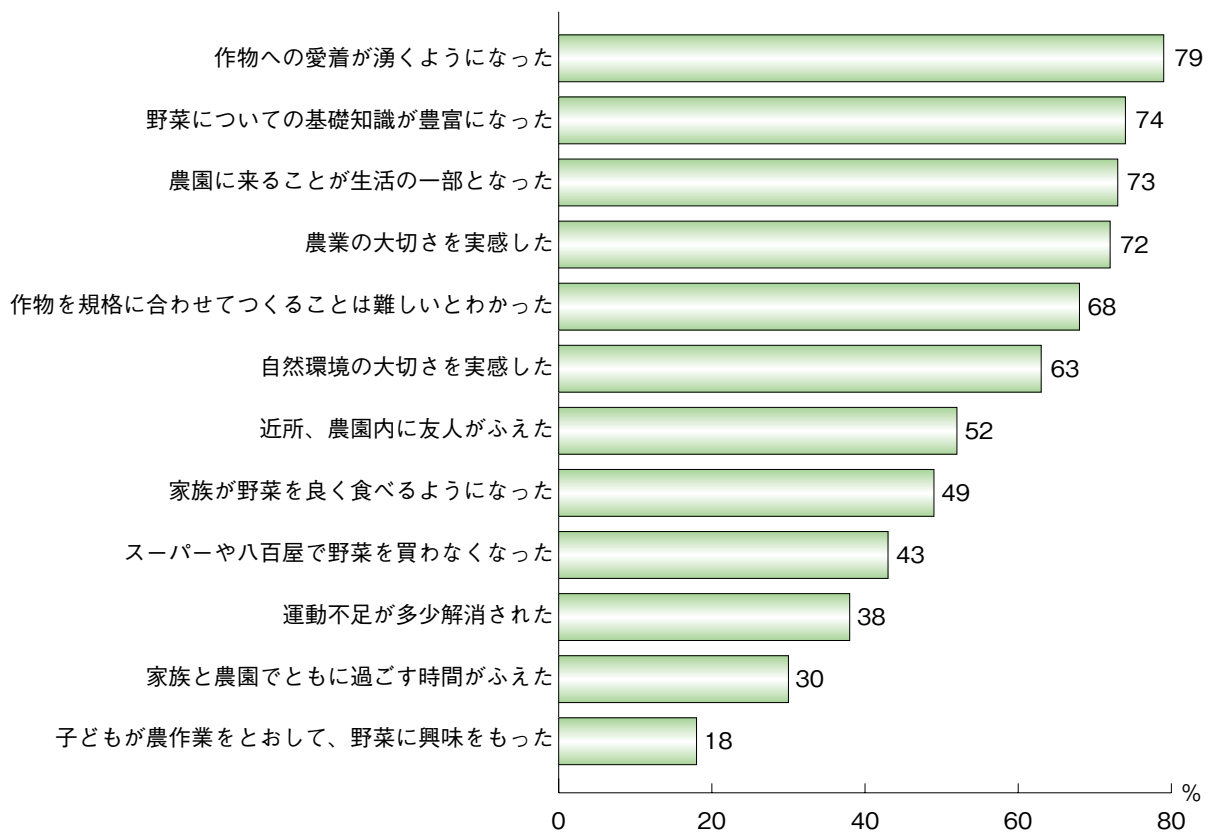
ただし、特に大都市ほど市民農園は供給不足となっており、競争率についても、例えば、東京都特別区では2.6倍、川崎市3.8倍、名古屋市4.2倍、大阪市2.8倍等となっています¹。このため、都市部においては、利用者を市区内に居住する住民に限定している市民農園が多くなっており、今後、さらなる開設に向けた取組を推進していくことが重要です。

1 農林水産省調べ（平成22（2010）年3月末現在）

また、市民農園の開設主体としては、地方公共団体が多くなっていますが、平成17(2005)年の特定農地貸付法¹の改正後は、農業者のほかNPOや企業もふえてきています。これら市民農園のなかには、農作業を初めて経験する人や様々な作物を栽培したい人向けに、開設者が農作物の栽培指導や栽培マニュアルの提供等を行う農園や、収穫祭等のイベントを開催し、地域住民との交流を図るような農園も増加しています。

東京農業大学が行った調査によれば、農業体験農園利用者については、その7割以上が「作物への愛着が湧くようになった」、「野菜についての基礎知識が豊富になった」、「農園に来ることが生活の一部となった」、「農業の大切さを実感した」等としています(図3-38)。

図3-38 農業体験農園の利用による利用者自身や周囲の変化について(複数回答)



資料：東京農業大学「平成17年農業体験農園の多面的効果と将来の利用に関する利用者調査」

注：東京都練馬区内の農業体験農園の利用者を対象として実施したアンケート調査(有効回答総数410人)



栽培指導を受けている都市住民

1 正式名称は「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」

(都市農業振興のための一層の取組が必要)

都市農業振興のためには、都市的地域における農地の確保に極力努めることが必要です。また、都市農業振興に必要な簡易な基盤整備や防災施設の整備、市民農園の開設に必要な農地や付帯施設の整備、農産物直売所等による地産地消の取組等を進めることが重要となっています。

このようななか、例えば、113haの農地、380戸程度の農家を有している東京都世田谷区^{せたがや}では、9割の農地を生産緑地地区¹に指定して積極的な農地の保全・確保に努めています。

また、都市農業の振興のため、区民が土に触れ野菜づくりを楽しむ場としての、ふれあい農園（延べ73か所）や農業体験農園（3か所）の開設支援、区民農園（23か所）の整備、区内産の農産物に表示するロゴマーク「せたがやそだち」の作成、区内に300か所余りある農産物直売所のうち128か所のマップを通じた紹介等により地産地消を進める取組、都市農業イベント開催等の取組を積極的に行っています。今後、このような取組が全国の都市的地域で一層広がっていくことが期待されます。



農産物直売所マップ（東京都世田谷区）



都市農業のPRイベント（東京23区のうち農地がある10区での連携した取組）

1 市街化区域（「都市計画法」に基づき指定された既に市街地を形成している区域及び、おおむね10年以内に優先的、計画的に市街化を図る区域）内の土地のうち、一定の要件を満たす土地の指定制度（生産緑地地区制度）に沿って、管轄自治体より指定された区域のことで、都市計画上、農林漁業との調和を図ることを主目的とした地域の一つ